

徳島文理大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

徳島文理大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、徳島文理大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神である「自立協同」は、「他からの協力、他への協力なくして、『人間の自立』はあり得ない」という考えのもとに定められ、大学全体そして各学部・学科・研究科の使命・目的及び教育目的はそれと整合したもので、非常に具体的かつ明瞭であり、教養教育の柱である「文理学」を通じて広く学生に教授されている。

また、近年建学の精神に基づいた教育理念を定義し、各専門領域における三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）が定められ、それぞれの専門領域の特徴とともに、身に付けるべき専門性と人材像が具体的に示されている。そして、社会に適応しつつ変革をもたらす人材の育成を具現化するための教育研究組織が適切に構成されている。

「基準2. 学修と教授」について

多様な資質、経歴を持つ高校生や社会人、そして外国人留学生を受入れるための入試制度を設け、個性ある人材の獲得に努力しつつ、非常に充実した施設を含め、魅力ある大学づくりに努めているが、今後の更なる発展のためには、学生募集に一層の努力が払われる必要がある。

教育研究課程は体系的に生まれ、「学習ポートフォリオ」により個々人が学修課程を省みるシステムや、学生の学修や面談データを蓄積した「教職員グループウェア」を活用し、担任やチューターによる面談を通じた指導が行われている。また、教員自身が「アクションプランシート」に基づいて積極的に教育改善を図り、全学的な教養教育、主体的学修の仕組みや、ボランティア活動の促進による社会リテラシーの育成、インターンシップや実習を幅広く展開し、就職指導の質の向上を図っている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

理事会及び評議員会は適切に運営され、法人及び大学の重要事項を審議し、最終的な意思決定を行う機能を担保している。また、学長が議長を務める「部局長会」が、法人と大学、そして大学の教学部門と事務部門の連携を図りコミュニケーションを促進する機関として適切に機能している。

学長の諮問に応え、学部横断的な活動を推進する「教育開発機構」が、全学的な教育研究の向上や運営の効率化を図る重要な機関として位置付けられ、教育研究における重要事項の提起や実行を担い、全学的な会議体である「合同教授会」において、それらの活動の共有と浸透が図られている。

財務に関しては、中長期的な計画をもとに単年度の事業計画を立て、適切な予算管理のもと無駄をなくし、収支バランスをとりつつ自己資本比率を高い水準に維持している。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価委員会による自己点検・評価の基本方針及び実施計画策定のもと、全学的な活動として自己点検・評価を行い、その結果をホームページにて広く社会に公表している。また、一般社団法人薬学教育評価機構の教育評価や一般社団法人リハビリテーション教育評価機構などの専門領域ごとの外部評価を受け、自己点検・評価の促進を図っている。

自己点検・評価委員会事務局の教務部教育・研究支援グループが主体となり、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価のためのデータ収集がなされている。そして「教育研究年報」の取りまとめを通して、各教員の教育研究業績や委員会活動の実態を把握するとともに、「教員活動状況調査」を行い、各教員の教育研究活動への努力の程度を明らかにしている。

総じて、建学の精神を軸として、各専門領域における使命・目的及び教育目的を明確に定め、それらにのっとった教育研究課程を構築するとともに、地域社会との相互的な関わりの中で、学生の学修深度と就職力の向上を図る学生支援の仕組みを整えている。これから待受ける社会変化の中でも、自己点検・評価活動をより充実させ、PDCA を促進するための各システムを活用し、その個性を生かし、力強く発揮し続けられることを期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域貢献・地域連携」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神である「自立協同」は、「他からの協力、他への協力なくして、『人間の自立』はあり得ない」という考えのもとに定められ、大学の目的が学則第 1 章第 1 条に、「本学は教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、自立協同の建学精神に基づき、広く高い教養と高度の専門的知識技能を教授研究し、人格の陶冶を図り、もって、教育研究の成果を社

会に提供するとともに、文化の創造と地域及び世界の発展に貢献することのできる人物を育成することを目的とする」と示されている。

建学の精神が示す内容と大学の使命・目的及び教育目的は整合したもので、非常に具体的かつ明確であり、この基本的な理念をもとに、各学部学科あるいは研究科の教育及び研究目的が具体的かつ簡潔にまとめられている。

【優れた点】

○新入生に対して、理事長及び学長が、建学の精神である「自立協同」に関する必修科目「文理学」の一部を担当するなど、建学の精神、大学の基本理念、使命・目的及び教育目的を浸透させる努力を重ねている点は高く評価できる。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

学校教育法第 83 条に定めるところにより、大学の目的及び各学部学科・研究科専攻の教育研究上の目的が明記されている。それらは「自立協同」の建学の精神を反映しつつ、各専門領域の課程の特徴と身に付けるべき専門性と人材像を示しており、大学の個性や特徴を反映したものとなっている。また、それぞれの専門領域における使命・目的及び教育目的に基づいて三つの方針を定め、より具体的に特徴を表している。

大学創設以来、社会の変化と多様なニーズに応えられるよう、必要とされる人材の育成のために必要な教育研究課程を模索し、多様な学部学科及び研究科を擁するまでに至っている。一方、それぞれの使命・目的及び教育目的の内容は非常に堅いものとなっており、それらの適切性について、自己点検・評価委員会において定期的に点検・評価を行い、社会変化への対応を継続的に行う仕組みを整えたところである。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的に基づき、教育理念と三つの方針が全学の委員会である「全学教務委員会」における協議を経て各学部、学科において策定され、全学の教授会である「合同教授会」、そして理事会の承認を得ており、使命・目的及び教育目的などは、役員や教職員の中で共有されている。これらは大学案内、ホームページ、徳島文理大学通信、キャンパスガイド、履修ガイドに加え、大学ポートレートなどの媒体に明記され、高等学校向けの進学説明会において理事長・学長自ら内容を説明し、学外へ周知しているほか、オリエンテーションや「文理学」を通して、学生に対して丁寧な説明がなされている。

「自立協同」という建学の精神に基づいた大学の使命・目的及び教育目的に盛込まれる、社会に適応しつつ変革をもたらす人材の育成に、多様な専門領域における教育研究活動を通じて寄与できるよう、教育研究組織が構成され、三つの方針にも反映されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーが、学部又は学科並びに研究科又は専攻ごとに明確に定められており、入学試験要項やホームページに記載されているほか、オープンキャンパスや進学説明会などで周知している。また、多彩な才能、資質、経歴を持つ高校生や社会人、そして外国人留学生を受入れるための入試制度を設けるとともに、入試科目も選択の幅を持たせ、個性ある人材の獲得に努力している。

社会環境の変化から、入学者数の確保に苦慮しているが、高校訪問やダイレクトメールを用いた高校生への情報発信の強化を通じて受験生の増加を図るとともに、授業内容の改善や卒業段階における学生の能力の向上を目指す施策を打出し、魅力ある大学づくりに努めている。

【改善を要する点】

○人間生活学部人間生活学科、メディアデザイン学科、音楽学部音楽学科、保健福祉学部人間福祉学科、文学部英語英米文化学科、文化財学科、理工学部ナノ物質工学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、入学生確保のための改善を要する。

【参考意見】

- 人間生活学部食物栄養学科、児童学科、心理学科、薬学部薬学科、文学部日本文学科、香川薬学部薬学科の収容定員充足率が低いので、入学生確保のための努力、工夫が望まれる。
- 理工学部機械創造工学科の収容定員充足率は低いが、定員を減らすことで充足率の向上が見られるので、今後より一層入学者の増加への努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえ、カリキュラムポリシーが定められ、ホームページ、大学ポートレート、キャンパスガイドに公開されている。また、教育目的の達成に向け順次性のある体系的な教育課程を編成するためのカリキュラムマップの作成や、履修登録単位数の上限設定などによる単位制度の実質を保つための工夫がなされている。

FD(Faculty Development)研修会・講演会、授業技術の向上を目指した研究授業や意見交換会などが定期的に行われている。また、学生からの授業アンケートとそれに対する教員からのフィードバックを通じて、教授方法の工夫や開発が行われている。

【優れた点】

- 香川薬学部では「ES(Education Staff)制度」を導入し、学生自身が主導するグループ学修による学力向上を目指した活動を支援していることは評価できる。

2-3 学修及び授業の支援

- 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

「全学共通教育センター」「地域連携センター」「語学センター」「情報センター」を設置し、導入教育と学修支援、キャリア形成支援、国家試験合格支援などを行っている。

TA、RA(Research Assistant)、SA(Student Assistant)、ES などによる教員の教育活動や学生の学修支援、担任やチューターによる面談、「改善意見箱（目安箱）」の食堂への設

置等、学生からの相談や要望をくみ上げる仕組みを整えている。

「退学者防止対策検討委員会」を設置して退学者防止に取り組むとともに、経済的な負担を軽減する制度整備などを通じ、退学者数を抑える努力を行っている。

全学部・学科でオフィスアワーを設定してシラバスなどを通じて周知し学生に対する学修支援に努めている。

【優れた点】

○新入生一人ひとりに各学部・学科のチューターあるいは担任が付き、「学習ポートフォリオ」をもとに面談を行い、教員とのきめ細かい連携を構築しながら、大学生活をサポートしている点は評価できる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシーは大学、学科、大学院研究科、大学専攻科の教育理念に基づき「全学教務委員会」での議論後、「合同教授会」及び「部局長会議」にて審議決定され、ホームページ、大学ポートレート、キャンパスガイドなどで公表している。また、GPA(Grade Point Average)制度が全ての学部で導入され、各学部の履修ガイドにおいてその計算方法等が明示されている。

単位の認定、進級及び卒業・修了・学位授与に必要な要件は学則等に明記されており、シラバスに明示している評価方法にのっとり成績評価を行い、教授会や研究科委員会等で審査し、学長により決定されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

学生のキャリア形成と就職支援について、「就職支援部」「就職支援委員会」「インターンシップ推進委員会」を設置し、就職ガイダンス、セミナー、対策講座、公開模試、学内合同企業説明会など全学的な視点から支援を行っている。また、「学習ポートフォリオ」を活用し、個々の学生に対して入学時から支援を行っている。特に、各学部の専門性を鑑みつつ、企業などの外部機関と協力し、インターンシップや実習を展開し、それらの成果を把握するとともに、就職状況などについても分析と教職員間の共有を行い、就職指導の質の

向上を図っている。

必修科目である「文理学」は、キャリアガイダンスとしても重要な役割を担っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価のために、受講生を対象に「全学授業評価アンケート」を実施し、その点検・評価結果をホームページで公表している。併せて、教育内容・方法及び学修指導等の改善目標を「アクションプランシート」としてまとめ、学生にフィードバックしている。また、FD 研修会や講演会、教員相互の授業参観や研究授業を通して、授業の充実や評価方法の改善に努めている。

学生個々にチューターあるいは担任が付き、「学習ポートフォリオ」をもとに面談を行い、学生の学修支援と生活支援を行っている。また、学生の個人情報、学修状況、授業出席状況や担任・チューターなどによる面談内容等をデータベース化した「教職員グループウェア」を通して学生の学修状況を把握し、教職員が有機的に指導できる体制が整っている。

【優れた点】

○各教員が授業評価アンケート結果に対するコメント及び今後の授業改善点を「アクションプランシート」としてまとめ、評価結果と併せて学内ホームページで公開し、学生にフィードバックしている点は評価できる。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活全般の安定のための支援組織として学生部を設置し、学生サービス、厚生補導、学生の安全確保に努めている。また、チューター制度を活用し、入学時から将来の進路を見極め、個別の学修及び生活の指導を行っている。経済的な支援としては、大学独自の奨学金制度も含め多様な奨学金制度、特待生制度や教育ローン制度を整備し、学生の支援を積極的に行っている。また、学生の課外活動の支援として、各クラブ活動や大学祭、種々

の課外活動に対して積極的に施設設備面・経済的・人的・物的支援を行っている。

学生への健康相談、心的支援などの学生サービスについては、保健センター及びカウンセリング室を設置し、適切に行っている。学生の相談や意見・要望は、担任・チューターによる面談、「改善意見箱（目安箱）」の設置、「卒業生満足度評価アンケート」などにより、学生の意見をくみ上げるシステムを整備し、学生サービスの改善・向上に努めている。

【優れた点】

○徳島県と連携した「とくしまボランティアパスポート制度」を導入し、ボランティア活動を単位化するとともに、初級編から中級・上級編までメニューを揃え、活動の積極的な展開を促す仕組みが整えられている点は高く評価できる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

各学部・学科は、設置基準以上の人員を配置しつつ、教育目的の達成のために必要な専門領域を教授するのに適合する教員を抱え、教育研究活動を展開している。教員の採用・昇任については、「徳島文理大学教員等選考規程」及び「徳島文理大学教員等資格審査に関する基準」を定め、教員評価を実施している。

FD 活動は、「FD 研究会」を組織し、FD 研修会や講演会、学生による「全学授業評価アンケート」、教員による研究授業、「卒業生満足度評価アンケート」及び SD(Staff Development)活動に関わる事項も含め、「FD 研究会活動報告書」としてまとめ、ホームページにも公表し、全学的な FD 活動を積極的に展開している。

大学の使命・目的及び教育目的に基づき教養教育を重要視し、「全学教務委員会」を中心に一般総合科目（教養教育科目）に関わる内容を審議・運営している。

【参考意見】

○61 歳以上の専任教員の占める割合が人間生活学部、総合政策学部、保健福祉学部において高いことから、将来を見据えた組織編制が望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

徳島・香川両キャンパスともに、校地及び校舎は大学設置基準を十分に満たしており、運動場、体育施設、附属施設などの施設設備も教育目的の達成のために十分であり、有効に活用されている。図書館は、豊富な蔵書数と閲覧室を有するほか、ラーニング・コモンズを設置し、学生の自主的な学修を支援している。また、ICT（情報通信技術）を活用した教育を推進するために必要な充実した設備を整え、学生のための学修支援やキャンパスライフをサポートするための基本インフラを揃えている。授業を行う際の学生数の管理は適切に行われており、教育効果を上げられるよう配慮がなされている。

施設の管理・運営は、関係法令を遵守しつつ安全維持管理がなされている。両キャンパスとも全ての建物の建替えにより耐震化を達成し、バリアフリー化にも努めている。今後予測される南海トラフ地震の発生に備え、防災避難訓練を毎年実施している。

【優れた点】

- 日本有数の豊かな響きと輝く音色を誇る「むらさきホール」をはじめ、「ボストンホール」「アカンサスホール」「村崎サイメモリアルホール」など特色ある教育施設・設備を設置し、地域の文化・芸術の発展のために広く社会に貢献している点は高く評価できる。
- 教育・研究環境面において、最新型 NMR 等の高性能な解析機器類を用いた学生実習体験や最新鋭の検査・撮影機器や画像処理機材等による臨床現場を想定した実習を行っている点は高く評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為に、法人の目的として、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行う旨を定め、関係諸規則を整備して誠実かつ適切な運営を行っている。

就業規則に、職員は「学園の教育目的達成のため誠意をもって職務に専念すること」と定め、教職協働により教育機関としての使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令を遵守することはもとより、関係官公署への申請等が適切に行われている。

「人権教育推進委員会」が設けられ、学生部を中心とした学生指導や職員の研修会等、人権教育を推進しているほか、「ハラスメント防止等規程」を定め、ハラスメントの防止と発生した場合の適切な処置が行えるように組織的な対応がなされている。

法令で定める教育情報 9 項目については、ホームページに掲載し公表している。また、財務情報は閲覧に供するとともにホームページ、学内報に掲載・公表されている。

【優れた点】

○今後予測される南海トラフ地震の発生に備え、徳島県との共催による「減災科学シンポジウム」の開催、学生に対する防災避難訓練、防災マニュアルの周知など防災教育に力を入れている点は評価できる。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為に基づき理事長、理事、監事、評議員が適切に選出され、理事会等の審議により大学の使命・目的の達成を図る体制ができている。

理事会は、理事会規則にのっとりほぼ毎月行われており、重要な判断を迅速に行える最高意思決定機関として機能している。

理事会の開催に当たっては、理事会規則にのっとり理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席し開催されている。また、出席しない理事はあらかじめ書面をもって意思表示を行っている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の円滑な運営を図るため、法人本部、大学の教学部門及び事務部門の連絡調整機関として学長が主宰する「部局長会」があり、また教育研究に関する事項を審議する場として「合同教授会」及び「学部教授会」を設置し、大学の意思決定の権限と責任を明確にしており、その意思決定及び業務執行は、大学の使命・目的に沿って、適切に実行されている。

学長の諮問に答え、学部横断的な活動を推進する「教育開発機構」が、大学の教育研究の向上や運営の効率化を図る重要な機能を担っている。

学長が意思決定を行うに当たり、教授会として意見を述べる事項が、学則に明記され周知されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長が議長を務める「部局長会」を開催し、その場には理事長、副学長、監事、事務局長、学部長などが出席し、法人と大学がコミュニケーションをとる場が設けられている。また、「部局長会」は徳島・香川両キャンパスの連絡調整機能も担っている。

評議員会は、法令及び寄附行為に定められた理事会からの諮問事項等を審議し、適切に運営されている。

監事は、財務・経理監査のほか、理事会、評議員会、「部局長会」等の重要な会議に出席し、監査機関としての役割を担っている。

教学部門と事務部門の連携により、教職員の提案などをくみ上げる仕組みが整備され、運営の改善に反映している。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務部門は事務組織規程に基づき編制され、必要な職員が配置されており、教育研究及び学生の支援を効果的に行うべく機能の分化とそれらの有機的展開が行えるよう、部等とグループが編制されている。学長主宰の「事務部長等懇談会」が適宜開催されており、学長と事務局長、事務部長等とのきめ細かい情報交換が行われている。

SD 活動では、SD 推進委員会を設置し、学内の SD や学外の「SPOD」（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）の研修会に職員は積極的に参加し、指導的立場を担う職員の養成にも取り組んでいる。

事務職員の採用、昇任、異動は、「職員資格審査基準」に基づくなど、適切な方法により実施されている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

財務基盤については、中長期的な財務計画書を策定し、それに基づいて事業計画を立てている。自己資本比率は高い水準を維持し、外部負債も大変低い水準を維持している。

また、教育研究比率は全国平均を上回り、余裕を持たせている一方で、学生への教育研究の充実を図っている。管理経費についても、コスト削減に努め、収支バランスを安定させている。

収入については、「資産運用内規」にのっとり、リスクを排除した資産の運用を行うとともに、外部資金導入の説明会を実施するなど、外部資金や補助金の確保に努め、多様化を図っている。

入学者数は減少傾向にあるが、社会及び地域のニーズに対応した学科編成、学生募集の強化、学生満足度の向上などを図り、学生生徒等納付金収入の確保に努めており、財務状況は安定している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は「学校法人村崎学園経理規程」などの規則を整備し、適宜公認会計士に相談しつつ、日常の業務において適切に行っている。

予算はシステム管理を行い、随時予算残高を確認し、予算を超えた支出の執行ができないようになっている。予算編成は各部署からの予算要求を経理部が整理し、収支のバランスを勘案の上、評議員会に諮り理事会の承認を得ている。

公認会計士監査を監査計画書に基づき、監事の立会いのもと、月次、期末、決算報告書の実査を行い、監査は適切に行われている。

予算とかい離が発生した場合、補正予算を編成し理事会の承認を得る仕組みができており、厳密な予算管理ができています。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学自ら自己点検・評価を行うことを学則第 59 条に定め、自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価の基本方針及び実施計画に関する事項などについて協議決定を行うとともに、自己点検・評価実施委員会が、教育活動の改善向上を図るための具体的な点検・評価項目を定め、各学部、研究科や事務局との連携のもと、報告書を作成し、公表するなど適切に行っている。

平成 22(2010)年度に大学機関別認証評価を受け、大学評価基準を満たしていると認定されている。その後、平成 27(2015)年度に自己点検評価書を作成してホームページで公表するなど、自己点検・評価を定期的実施している。また、平成 26(2014)年度に薬学部は一般社団法人薬学教育評価機構の教育評価、平成 28(2016)年度に保健福祉学部理学療法学科は一般社団法人リハビリテーション教育評価機構などの外部評価を受けている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

日本高等教育評価機構の評価基準を参考に自己点検・評価を行い、基礎データとなるエビデンスは、その様式に基づき、自己点検・評価委員会事務局の教務部教育・研究支援グループから各事務局にデータ作成を依頼し作成しており、データ収集における調査や分析を十分行い、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価がなされている。

自己点検評価書及び外部評価結果は、ホームページに掲載され、学内外へ公表されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の結果については、自己点検・評価委員会内で検討し、改善を要する点があれば、改善する内容により関係部署や各委員会で協議する体制を整えている。

また、「教育研究年報」の取りまとめを通して、各教員の教育研究業績や委員会活動の実態を把握するとともに、「教員活動状況調査」を通して各教員の教育研究の向上のための努力がどの程度かを明らかにしている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献・地域連携

A-1 徳島文理大学における地域貢献・地域連携

A-1-① 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること

A-1-② 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること

A-1-③ 大学と地域社会との協力関係が構築されていること

【概評】

地域貢献・地域連携を促進するために地域連携センターを設置し、地域のニーズの把握に努め、公開講座やセミナー、スクール、出張講義、大学施設の開放などを積極的に行っている。また、学内助成金、「特色ある教育・研究」事業の一つを地域活性化、社会貢献事業と定め、産官学連携、地場産業振興、社会貢献、学生と地域の共同企画、地域活性化等の地域支援に取り組んでいる。

試験やフェスティバル等の会場として大学の施設が提供されており、特にキャンパス内にある四つの音楽ホールは、音楽学部の教育活動に使われるほか、著名な国内外の演奏家による音楽会にも使用され地域でのクラシック音楽の振興に役立っている。また、徳島音

楽コンクール、音楽祭の開催など、大学が徳島・香川のクラシック音楽文化の拠点としての役割を担っている点は特筆に値する。

臨床薬学分野の研究者や高度な知識を持った臨床薬剤師の育成を目的として文部科学省の「大学間連携共同教育推進事業」として行われている「四国の全薬学部の連携・共同による薬学教育改革」や、チーム医療を実践できる医療人を養成する「香川総合医療教育研究コンソーシアム」の活動に近隣の薬学部、医学部などと連携して取組み、多くの成果を挙げている。これらの取組みは、地域医療の発展に大きく寄与するものとして評価できる。

地元自治体と包括協定を結び地域の活性化に向けて各学部・学科、研究科がそれぞれの専門性を生かしさまざまな活動を行っている。これらの多岐にわたる活動は、専門分野の教育的効果とともに、学生の社会性の向上やキャリア教育にも生かされており、高く評価できる。

基準B. 国際交流

B-1 徳島文理大学における国際交流

B-1-① 学術交流協定

B-1-② 高大連携協定

B-1-③ 交換留学生の受入れ

B-1-④ 交換留学生派遣

B-1-⑤ 短期留学等の実施

【概評】

学則第1条に定める「世界の発展に貢献することのできる人物を育成する」大学の目的に基づき、国際交流・国際教育を自らの使命・目的として教育研究活動を重視している。

「国際交流グループ」と「語学センター」を統合した国際部を新設し、国際交流・グローバル化を推進する組織として整備している。現在、アジア、オセアニアやヨーロッパ、北米各地の31大学と学術交流協定を締結し、交換留学生派遣及び交換留学生受入れを通して国際交流を深めている。また、高大連携協定を台湾、韓国、中国の9校とも結び、交流を深めている。音楽学部では、協定校であるウィーン国立音楽大学の教授を迎えての特別講座や韓国の水原大学から演奏団を招いての交流演奏会を開催している。

交換留学生については、台湾や韓国の大学から受入れており、学修面や生活面からさまざまな支援体制を整備し、留学生をサポートしている。また、韓国やオーストラリアの大学に派遣し、交流を図っている。

短期留学においては、「トビタテ留学 JAPAN～日本代表プログラム～」のような学外の留学支援情報の提供や、協定校等への語学短期留学とヨーロッパ芸術研修を実施しており、多くの学生が参加している。また、短期の研修等の受入れも積極的に実施しており、日本語・日本文化研修、音楽セミナー、交流演奏会等に100人を超える学生・生徒を受入れ、キャンパス内の国際化を図っている。協定校への短期留学参加者に対しては、短期留学支援奨学金の支給制度を設けて、学生の異文化理解や国際感覚の体得、外国語の習得を支援するなど、国際交流の目的を達成するための取組みを積極的に行い、成果を挙げている。

る。

